

安定ヨウ素剤 よくある質問

Q 1 どのような効果があるのですか？

- 原発事故が起きた際、原発から周囲に放出される主要な放射性物質の一つに「放射性ヨウ素」がありますが、この放射性ヨウ素による内部被ばくを抑える効果があります。
- 安定ヨウ素剤を前もって飲んでおくことにより、この放射性ヨウ素が甲状腺にたまることを防ぎます。

Q 2 どんな被ばくにも、効果があるのですか？

- 安定ヨウ素剤はすべての放射線の被ばくを予防する万能薬ではありません。
- 放射性物質のうち、放射性ヨウ素の内部被ばくのみを防止する効果があります。

Q 3 いつ服用するのですか？

- 安定ヨウ素剤の服用は、原子力規制委員会の服用判断に基づき、国または鹿児島県や関係市町が広報を通じて指示します。
- 原子力災害時に、安定ヨウ素剤を効果的に使用するためには、服用のタイミングが大変重要です。必ず指示にしたがって服用してください。また、指示があるまで決して服用しないでください。

Q 4 どのくらい服用するのですか？

- 年齢によって服用する量が異なります。

年 齢	服 用 量
新生児	ヨウ化カリウム内服ゼリー16.3mg 1包
生後1ヶ月以上3歳未満	ヨウ化カリウム内服ゼリー32.5mg 1包
3歳以上13歳未満	ヨウ化カリウム丸50mg 1丸
13歳以上	ヨウ化カリウム丸50mg 2丸

Q 5 副作用はありますか？

- 安定ヨウ素剤を飲んだ時に、副作用により体調に異変が起こる場合があります。
- ・過敏症：発疹など
- ・消化器系：悪心・嘔吐、胃痛、下痢、口腔・咽喉の灼熱感、金属味覚、歯痛、歯肉痛、血便（消化管出血）など
- ・その他：甲状腺機能低下症、頭痛、息切れ、かぜ症状、不規則性心拍、皮疹、発熱、首・咽喉の腫脹など

川内原子力発電所のUPZ(概ね5～30km)内に お住まいの皆さまへ

もしもの原子力災害に備えて、UPZ内に居住されており、一定の要件に該当し、希望する方に、安定ヨウ素剤を事前配布します。

◆ 安定ヨウ素剤とは？

原子力災害発生時に服用することにより、原子力発電所から放出される放射性物質のうち、放射性ヨウ素による内部被ばくを防止する効果があります。

◆ UPZ(概ね5～30km)における事前配布とは？

UPZにおいては、安定ヨウ素剤は、原子力災害発生時の避難等が必要な場合に、緊急的に配布することが基本となっています。

このため、県では、UPZ内関係市町及び本土内各保健所に、十分な量の安定ヨウ素剤を備蓄しています。

今回の配布は、障害や病気により緊急時の受け取りが困難であるなど、一定の要件に該当し、希望される方に事前配布を行うものです。

◆ 一定の要件に該当する方とは？

- ① 障害や病気のある方
 - ② 高齢者（令和8年4月1日時点で65歳以上）のうち災害時に配慮を要する方
 - ③ 妊婦・授乳婦
 - ④ 乳幼児（未就学児）
 - ⑤ ①～④には該当しないが、類する事情がある方
 - ⑥ ①～⑤に該当する方が世帯にいる方
- ※施設入所者等は除く

◆ どうやって受け取るの？【申請方法】

- (1) **事前配布を受けるためには、申請が必要です。（電子申請がとっても便利です！）**
これまでに安定ヨウ素剤を受け取った方は申請する必要はありません。
ただし、既に有効期限が切れている安定ヨウ素剤をお持ちの方は、申請が必要です。

① インターネット（パソコン・スマホ等）での電子申請

「鹿児島県電子申請共同運営システム」から申請できます。
鹿児島県のホームページでもご案内しています。

安定ヨウ素剤 事前配布

検索

スマートフォンは
こちらから



② 申請書（裏面）での申請

裏面の「安定ヨウ素剤事前配布申請書」に必要事項を記入のうえ、下記の提出先（県保健医療福祉課）へ、持参、FAX又は郵送で提出してください。

- (2) 申請期限は、令和7年8月18日（月）必着です。

- (3) **安定ヨウ素剤を受け取るためには、配布説明会への参加が必要です。（申請書を提出するだけでは受け取れません。）**

■ 申請受付後、配布対象となる方へは、配布説明会の開催案内が届きますので、配布説明会に参加してください。（配布説明会は、市町ごとに、12月頃までに順次開催します。）

■ 配布説明会では、医師からの安定ヨウ素剤の効果や注意事項についての説明と保健師・薬剤師等による問診を受けた後に、会場で安定ヨウ素剤を受け取っていただきます。

■ ヨウ素過敏症等により服用できないと医師が判断した方には、事前配布はいたしません。

■ 配布された安定ヨウ素剤は個人の責任において管理する必要があります。
なお、安定ヨウ素剤丸剤の使用期限は製造後5年間、ゼリー剤の使用期限は製造後3年間です。交換時期が近づいた時点で、再び配布説明会に参加し、新しい薬剤と交換する必要があります。

【申請書の提出先・問合せ先】 鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 TEL:099-286-2693 FAX:099-286-5928

安定ヨウ素剤事前配布申請書 記入方法

- 1 「氏名」欄は、名前だけでなく、姓も記入してください。
- 2 「生年月日」欄は、元号を ○ で囲み、年月日を記入してください。
- 3 次の「申請区分」のいずれかに該当し、緊急時に安定ヨウ素剤の配布を受けることが困難な方は、「申請区分」欄の、該当する番号（①～⑥）を○で囲んでください。

申請区分

① 障害や病気のある方

【例】

- ア 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- イ 障害年金を受給されている方
- ウ 特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方
- エ 小児慢性特定疾病医療費の受給対象のお子様

② 高齢者のうち災害時に配慮を要する方

【例】

- ア 要介護・要支援認定者
- イ 一人暮らし、高齢者のみの世帯

③ 妊婦・授乳婦

④ 乳幼児（未就学児）

⑤ ①～④に該当しないが、類する事情がある方

⑥ ①～⑤に該当する方が世帯にいる方

※ 世帯に①～⑤に該当する人が1人でもいれば、世帯全員が配布対象となります。

- 4 「申請区分」の⑤を選んだ方は、「申請区分⑤の理由」を、必ず記入してください。（理由を審査した上で、配布するかどうかを判断します。）

なお、理由の前には名前を記入してください。（記入例を参照）

※これまでに安定ヨウ素剤を受け取った方は申請する必要はありません。

ただし、既に有効期限が切れている安定ヨウ素剤をお持ちの方は、申請が必要です。

【記入例】

	氏名（ふりがな）	性別	生年月日	申請区分
1	かごしま いちこ 鹿児島 一子	男・女	明・大・昭・平・令 60年1月19日	①・②・③・④・⑤・⑥
2	かごしま じろう 鹿児島 二郎	男・女	明・大・昭・平・令 61年2月20日	① ②・③・④・⑤・⑥
3	かごしま みつみ 鹿児島 三美	男・女	明・大・昭・平・令 21年5月22日	①・②・③・④ ⑤ ⑥
4	かごしま よんた 鹿児島 四太	男・女	明・大・昭・平・令 2年6月26日	①・②・③ ④ ⑤・⑥

申請区分⑤の理由（申請区分欄で⑤を選んだ場合は、必ず記入してください。）

（三美）
身体障害者手帳等は持っていないが、障害により歩行が困難で、緊急時に配布を受けることが困難なため

・ 三美については、申請区分で「⑤」を選んだので、「申請区分⑤の理由」欄に、名前と理由を書きます。

この申請書は、保健医療福祉課に提出してください。（申請方法は表紙に記載してあります。）

※これまでに安定ヨウ素剤を受け取った方は申請する必要はありません。
ただし、既に有効期限が切れている安定ヨウ素剤をお持ちの方は、申請が必要です。
（UPZ（5～30km）にお住まいの方用）

安定ヨウ素剤事前配布申請書

令和 7年 月 日

鹿児島県知事 殿

薩摩川内市	鹿児島市
いちき串木野市	姶良市
阿久根市	さつま町
出水市	長島町
日置市	

長 殿

（住所地の市町に○印を記入してください）

安定ヨウ素剤の事前配布を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

【世帯の中で事前配布を希望する方を記入してください】

※ 該当する申請区分を○で囲んでください。

申請区分①～⑤に該当する人が1人でもいれば、世帯全員が配布対象となります。

※ 氏名には、必ず、ふりがなをふってください。

	氏名（ふりがな）	性別	生年月日	申請区分
1		男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日	①・②・③・④・⑤・⑥
2		男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日	①・②・③・④・⑤・⑥
3		男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日	①・②・③・④・⑤・⑥
4		男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日	①・②・③・④・⑤・⑥
5		男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日	①・②・③・④・⑤・⑥
6		男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日	①・②・③・④・⑤・⑥
7		男・女	明・大・昭・平・令 年 月 日	①・②・③・④・⑤・⑥

※ 8人以上で書き切れない場合は、別紙に書いて、申請書に同封してください。

申請区分⑤の理由（申請区分欄で⑤を選んだ場合は、必ず記入してください。）

【配布説明会開催案内の送付先】

申請者（世帯の代表者） 住 所 〒 () 自治会

氏 名
連絡先 ()

- ※ 内容を確認のうえ、後日配布説明会の案内を申請者に送付いたします。
- ※ 配布説明会に出席の上、配布を受けてください。（代表者が世帯分を受け取れます。）
- ※ 本申請書に記載の内容は、安定ヨウ素剤の事前配布に係る事務のみに利用し、それ以外の目的での利用はいたしません。
- ※ 申請者の情報は、住所地の市町と共有し管理することになります。

※ 左の「記入方法」をよくお読みの上、御記入ください。